

室山浄水場汚泥運搬業務の見積合せに係る公告

下記のとおり、見積合せを実施するので公告する。

令和8年3月6日

海南市長 神出 政巳

1 見積合せに付する事項

業務名称	室山浄水場汚泥運搬業務
業務概要	室山浄水場汚泥運搬業務仕様書のとおり
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間内において、発注者が別途指定する平日とする。
履行場所	搬出場所 室山浄水場（海南市黒江 201） 搬入場所 大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地（和歌山市湊 2675-26）

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者とする。

参加形態	単体企業
基本要件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 海南市物品購入等の契約に係る指名停止措置要綱（平成18年海南市訓令第28号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
登録業種・所在地	(1) 本公告の日現在、海南市物品・役務提供受注資格者登録名簿（以下「登録名簿」という。）において、営業種目（大分類）が「21 清掃・衛生処理」、営業種目（小分類）が「6 廃棄物処理」又は「9 その他清掃・衛生処理」に登録がなされている者であること。 (2) 登録名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山県内であること。
資格要件	和歌山県において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目が汚泥に係るもの）を受けている者であること。
その他の要件	(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、更生計画認可の決定後、海南市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。 (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画認可の決定後、海南市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

3 仕様書等に関する事項

仕様書等の閲覧	
閲覧期間	令和8年3月6日（金）から令和8年3月23日（月）まで
閲覧場所	海南市ホームページの本公告の閲覧箇所
仕様書等に対する質問・回答	
受付期限	令和8年3月12日（木）午後1時00分まで
受付方法	メールによる受付 送信先 gyomu@city.kainan.lg.jp ※メール送信後、確認の電話連絡（電話 073-483-8750）をすること。 ※質問書の指定様式あり。
回答日	令和8年3月13日（金） ※回答日前であっても、回答する場合がある。
回答方法	海南市ホームページで回答する。（質問者名は公表しない。） https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/suidobu/gyomuka/oshirase/4880.html 

4 見積合せ参加の申出

本見積合せに参加を希望する者は、下記書類を期限までに提出すること。なお、一度提出された提出書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

提出書類	見積合せ参加申出書（様式A） 見積書（様式B）
提出方法	持参又は郵送 郵送の場合は、水道部業務課から書類到着の連絡をしないので注意すること。
提出先	〒642-8501 海南市日方 1289 番地 26 海南市水道部業務課 電話 073-483-8750
提出期限	令和8年3月23日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着とします。）
金額の記載方法	(1) 見積は0.1トン当たりの単価で行うものとする。 (2) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

5 見積合せの方法等

<p>契約相手方 決定</p>	<p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積をした者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方と決定する。 (2) 最低の価格をもって有効な見積をした者が2者以上あるときは、「くじの手順」により順位を決定する。</p>
<p>見積の無効</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。 (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積 (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積 (3) 見積に際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積 (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積 (5) 記名を欠く見積 (6) 金額を訂正した見積又は金額の記載の不明瞭な見積 (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積 (8) その他見積に関する条件に違反した見積 (9) 見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積</p>
<p>結果公表</p>	<p>3月25日(水)から4月10日(金)までの期間で、水道部業務課において最低価格業者名とその税抜見積金額のみ閲覧可能</p>

6 その他に関する事項

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 契約保証金
不要

(3) 最低制限価格の設定
無

(4) 前払い制度、部分払い制度
無

(5) 契約に係る特約事項

本件契約に係る令和8年度支出予算が適法に執行し得ない場合は、本件契約を締結しない。

(6) その他

- ・契約相手方決定後、契約日までの期間に、契約相手方が「2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、発注者は契約相手方に対し何ら責任を負わない。
- ・本公告に関して訂正事項がある場合は、令和8年3月13日(金)までに海南市ホームページの本公告の閲覧箇所において「訂正のお知らせ」として掲載する。
- ・本公告に定めのない事項については、海南市契約事務規則、その他関係規定の定めるところによる。ただし、それにより難しい場合は、発注者が別に定めるものとする。